

1. 養護教諭とは

養護教諭は、学校教育法第 37 条において学校に置かなければならない教育職員となっており、その職務は「児童（生徒）の養護をつかさどる」と定められ、学校保健活動の推進にあたって中核的な役割を果たしている。

養護教諭の職務は、学校の保健室で救急処置や健康診断・保健指導などの保健管理や、子ども達が将来にわたって健康な生活が送れるように保健教育などを担当する。近年、子どものからだや心の健康問題等の深刻化に伴い、養護教諭の行う健康相談が一層重要な役割となっている。

本看護学科では、子ども達が社会・学校・家庭での生活における自らの健康課題を見つけ、それに対処していくことができる豊かな心と身体を育むことができるよう、保健・医療と連携・協働しながら対応することのできる養護教諭を育成する。また、変化し続ける教育現場や医療に対応していくために、生涯にわたり研究的な態度で自己研鑽していくことのできる養護教諭の養成を目指している。

2. 養護教諭の免許について

（1）本学科において取得できる免許の種類

- ・一種免許状（教職課程を履修することで取得できる）
- ・二種免許状（保健師免許を有し、かつ教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める単位を修得した者は都道府県教育委員会に申請し取得できる）

3. 養護教諭一種免許取得のための島根大学における履修科目

本学科においては、以下の（1）（2）（3）を履修すること。

また、将来（保健師免許取得後）、養護教諭二種免許状を申請する者も、次の（1）の日本国憲法は必ず履修すること。

（1）教育職員免許法第 5 条別表第 1 備考第 4 号に規定する文部科学省令で定める科目 （教育職員免許法施行規則第 66 条の 6）の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目		医学部における授業科目				
科 目	最低修得単位数	科目区分	授業科目の分類	授業科目	単位数	開講時期
日本国憲法	2 単位	全学基礎教育	教養育成科目群	日本国憲法	2	1 年前期
体育	2 単位		教養育成科目群	健康・スポーツ科学概論 I	2	1 年後期
				健康スポーツ	2	1 年前期
外国語コミュニケーション	2 単位		ユニバーサル科目群	英語 I B	1	1 年後期
				英語 II A	1	1 年前期
情報機器の操作	2 単位		島大 STEAM 科目群	情報科学	2	1 年後期

(2) 養護に関する科目の単位の履修方法

3. 養護に関する科目の単位の修得方法

免許の種類	免許法施行規則に定める科目区分		医学部における授業科目	
	科 目	最低修得単位数	授業科目	単位数
養護教諭	衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4 単位	○ 疫学・衛生統計 ○ 公衆衛生学 △ 保健福祉行政論	2 2 2
	学校保健	2 単位	○ 学校保健 ○ 地域看護学概論	2 2
	養護概説	2 単位	○ 養護概論	2
	健康相談活動の理論及び 方法	2 単位	○ 健康相談論	2
	栄養学(食品学を含む。)	2 単位	○ 栄養と代謝	2
	解剖学及び生理学	2 単位	○ 形態と機能Ⅰ ○ 形態と機能Ⅱ	2 2
	「微生物学, 免疫学, 薬理 概論」	2 単位	△ 感染と免疫 △ 薬理と薬剤	2 2
	精神保健	2 単位	○ 精神看護学概論	2
	看護学(臨床実習及び救急 処置を含む。)	10 単位	○ 看護学原論 ○ 看護実践基盤技術演習 ○ 看護理論入門 △ 看護実践論 △ 療養生活援助技術演習 △ 成人看護学概論 ○ 小児看護学概論 △ 小児看護学援助論 ○ 母性看護学概論 △ 在宅看護学援助論 ○ 地域看護学活動論 ○ 家族看護論 ○ 基礎看護学実習 ○ 成人看護学実習Ⅰ ○ 成人看護学実習Ⅱ ○ 小児看護学実習 ○ 母性看護学実習 △ 精神看護学実習	2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 3 3 3 2 2 2
合 計		28 単位		

備考 ○を付した授業科目は教員の免許状取得のための必修科目を、△を付した授業科目は同じく選択科目を表す。

(3) 教育の基礎的理解に関する科目等の単位の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		医学部における授業科目			
科目区分	最低修得 単位数	授業科目	必修単位	開講時期	開講場所
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原論Ⅱ	2	1年後期	後日お知らせします
		教職概論C	2	1年前期	
		教育社会学概説	2	1年後期	
		人格発達心理学概説	2	1年後期	
		特別支援教育	2	3年前期	
		教育課程論	2	2年前期	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳及び特別活動論	2	2年後期	
		総合的な学習の時間	2	3年前期	
		教育の方法および技術（情報通信技術の活用を含む）	2	2年後期	
		生徒指導論	2	2年前期	
		教育相談の理論と方法	2	1年後期	
教職実践に関する科目	5	養護基礎実習事前・事後指導	1	3年前期	
		養護基礎実習	2	3年前期	
		養護展開実習事前・事後指導	1	4年前期	
		養護展開実習	2	4年前期	
	2	教職実践演習（養護教諭）	2	4年通年	
合計単位数			30	—	—

注) 養護基礎実習及び養護展開実習を開始するまでに開講される、上記(1)～(3)の「医学部における授業科目」の単位は全て修得する必要がある。

注) 2年次以降の科目の開講時期については、随時確認すること。

(4) 養護または教職に関する科目の単位の履修方法

免許状の種類	単位数	備考
養護教諭一種免許状	7	最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上修得

本学部の必修科目を履修することにより、上記は満たしている。

4. 科目の履修方法および注意事項

(1) 教職に関する科目について

①履修要件

養護教諭一種免許状の取得には「免許法施行規則に定める科目」と「教職に関する科目」を修得する必要がある、これらは定期の時間割り以外にも夏季・冬季・春季休業期間中や、土・日・祝日の集中講義により開講される科目が多い。教職課程を履修する学生は部活動や課外活動による欠席は認められないので注意すること。また、受講すべき年次の教職科目および日本国憲法を履修できなかった場合や単位が修得できなかった場合は、学年進行に沿った卒業要件科目の履修を優先するので、再履修はできない。成績不良により進級できなかった場合は教職課程を履修する資格を失う。なお、2年次までは養護教諭課程と保健師課程を並行して履修できるが、2年後期に実施される選抜での決定以降は保健師課程を選択することができないので注意すること。

②科目履修方法

開講科目については、科目名、開講時期、開講場所等を学務情報システムに掲載のシラバスに記載しており、日程等が未定の科目については別途掲示等で通知する。履修に際しては確認して自分で履修計画を立てておく。

(2) 実習科目の人数制限

養護実習は、実習校の受け入れ体制や大学の指導体制により、履修生の制限を行う。選考は、教員採用試験を受験する意思が明確で教職としての適性が認められること、さらに履修科目に未修がなく、原則成績上位者であること等を評価して行う。2年次修了時に、成績の確認と面接による選考を行う。

5. 養護実習について

(1) 養護実習

①教育職員としての実践的能力を育成するためには、基礎となる理論を学ぶと共に、現場における実地体験（養護実習）が必要となる（教育職員免許法における規定）。

②「養護実習」を履修するには、1. 2年次までに開講される「養護教諭一種免許取得のための島根大学における履修科目」（P1の3.）の単位を修得しておくことが必要である。

(2) 養護実習計画

実習内容	単位	実習時期	実習期間	実習場所
養護基礎実習 事前・事後指導	1	基礎実習の前後	1週間	島根大学医学部看護学科 島根大学教育学部附義務教育学校・園
養護基礎実習	2	3年次8～9月	2週間	島根大学教育学部附属義務教育学校・園
養護展開実習 事前・事後指導	1	展開実習の前後	1週間	島根大学医学部看護学科
養護展開実習	2	4年次5～6月	2週間	出雲市内の小学校・中学校

(3) 実習に要する経費について

養護実習等でかかる実習校への交通費は補助が出る場合があるが実習経費（実習中に使用する消耗品、保健教育教材作成のための物品等）は自己負担となる。教職課程における書籍代等がかかることも了解しておくこと。

(4) その他

①実習先での傷害事故、賠償事故に備えて、「学研災付帯学生生活総合保険」へ加入しなければならない。

②各種感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B 型肝炎、インフルエンザ等）に対する抗体検査および必要時には予防接種を受ける。また、大学で行われる健康診断（特に、結核検査）は必ず受けておくこと。

医学部看護学科授業科目履修規程

[平成16年4月1日制定]

[平成16年島大医学部規則第39号]

(趣旨)

第1条 この規程は、医学部規則（平成16年島大医学部規則第1号。以下「学部規則」という。）に定めるもののほか、医学部看護学科の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目の名称等)

第2条 医学部看護学科の授業科目の名称、単位数及び履修年次並びに必修科目、選択科目又は自由科目の別は、別表第1に掲げるとおりとする。

(授業科目履修届)

第3条 学生は、別表第1に掲げる授業科目のうち、必修科目以外の授業科目を履修しようとする場合は、授業科目履修届（別記様式第1号。以下「履修届」という。）を所定の期日までに、医学部長に提出しなければならない。

2 履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消しをしようとする場合は、授業科目履修変更・取消届（別記様式第2号）を所定の期日までに、医学部長に提出しなければならない。

3 卒業要件単位として1年次1学期において履修できる科目の単位数は、30単位を上限とする。ただし、集中講義科目及び不定期開講科目については、この規定にかかわらず履修できるものとする。

4 累積GPA（履修登録した科目のうち、教育職員免許状取得のための授業科目のうち科目コードの頭文字がXの科目、履修の認定を受けた科目、及び成績の判定が合否のみの科目を除く科目について、成績の評価を、秀を4点、優を3点、良を2点、可を1点、不可を0点に置き換え、置き換えた点数に各科目の単位数を乗じて得られた点数の総和を、各科目の単位数の合計で除した点数）が3.0以上の学生にあつては、前項に定める履修登録の上限単位数を超えて、34単位まで履修できるものとする。

(授業の方法)

第4条 授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に定める基準により計算するものとする。

- 一 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。
- 二 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。
- 三 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。

(定期試験等)

第6条 定期試験は、各年次の学期末に特別の期間を定めて実施する。

(受験資格)

第7条 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験を受験することができない。

(成績評価)

第8条 成績の評価は、試験の成績に平素の学修及び出席状況を考慮し、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

2 評価の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 秀 100点満点法による100点から90点まで
- 二 優 100点満点法による89点から80点まで
- 三 良 100点満点法による79点から70点まで
- 四 可 100点満点法による69点から60点まで
- 五 不可 100点満点法による59点以下

(追試験)

第9条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けようとする者は、追試験願（別記様式第3号）に疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は、証明書又は理由書を添え、所定の期日までに医学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 追試験は、1回限りとし、期間を定めて行う。

(再試験)

第10条 成績が合格点に達しなかった者については、当該授業科目について、再試験を行うことがある。

2 前項の再試験を受けようとする者は、再試験願（別記様式第4号）を当該授業科目を担当する教員の承認を得て、所定の期日までに医学部長に提出し、その許可を受けな

ればならない。

3 再試験は、1 回限りとし、期間を定めて行う。

4 再試験の成績の評価は、60 点を限度とする。

(進級の条件)

第 11 条 1 年次及び 2 年次修了までに履修すべき授業科目のうち、それぞれ 3 科目以上未履修科目がある場合は進級できない。

(留年者の再履修)

第 12 条 前条により進級が認められなかった者又は学部規則第 11 条の規定により全課程の修了を認定された者以外の者（以下「留年者」という。）は、不合格又は無効とされた授業科目を再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

2 再履修は、授業科目の担当教員の指示により、原則として 1 年を単位として行う。

3 留年者は、授業科目履修届（留年者用）（別記様式第 5 号）を所定の期日までに医学部長に提出しなければならない。ただし、提出にあたっては、その内容につき、あらかじめ授業科目の担当教員（嘱託講師の担当する授業科目にあつては、指導教員）の承認を得なければならない。

第 13 条 留年者が英語を再履修する場合、授業時間が他の授業科目の授業時間と重複するときは、担当教員を変更し、又は学期を変更して履修することができる。ただし、担当教員が外国人教師であった場合は、原則として外国人教師以外の教員に変更することができない。

(履修年次の特例)

第 14 条 学部規則第 7 条第 4 項に定める履修年次の授業科目以外の授業科目を履修することができる場合は、次のとおりとする。

一 2 年次から 4 年次の学生が、当該年次以前開講の未修得科目を履修する場合

二 第 17 条第 1 項の審査により入学前の既修得単位等の認定を受けた者が、次に定めるところにより次年次開講科目を履修する場合

イ 1 年次 2 年次開講の全学基礎教育科目及び専門教育科目の専門基礎科目に属する授業科目

2 前項第 1 号及び第 2 号の履修をしようとする者は、あらかじめ授業担当教員の承認を得て、授業科目履修届（特例用）（別記様式第 6 号）を医学部長に提出し、許可を得るものとする。

3 第 1 項第 3 号の履修をしようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得て、授業科目履修届（特例用）（別記様式第 6 号）を医学部長に提出し、許可を得るものとする

4 第 1 項により履修した授業科目の履修の認定は、各学期末に行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 15 条 学則第 32 条に定める履修をしようとする者は、あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て、履修等申請書（別記様式第 7 号）を医学部長に提出し、許可を得るもの

とする。

- 2 前項の履修等を修了した者は、成績証明書及び単位修得証明書を提出するものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学則第33条に定める学修をしようとする者は、あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て、履修等申請書(別記様式第7号)を医学部長に提出するものとする。

- 2 前項の学修により単位の認定を受けようとする者は、当該学修の修了証書の写等を提出し、審査を受けなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 学則第34条に定める入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、既修得単位等認定申請書(別記様式第8号)を医学部長に提出し、審査を受けなければならない。

(認定通知)

第18条 医学部長は、第16条第2項及び前条第1項の審査結果を認定通知書(別記様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(教育職員免許状取得のための履修方法)

第19条 学則第37条に定める教育職員免許状取得のための、全学基礎教育科目、養護及び教職に関する科目の履修については、別表第2に掲げるとおりとする。

(細目)

第20条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年9月30日において島根医科大学医学部看護学科に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者にあつては、この規則の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年7月6日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部看護学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規程による改正後の医学部看護学科授業科目履修規程別表第1及び別

表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部看護学科授業科目履修規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規程は，令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規程による改正後の医学部看護学科授業科目履修規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第1（第2条，第3条関係）

区分	科目群		授業科目名	必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		備考
							前	後	前	後	前	後	前	後	
全学基礎教育科目	島大STEAM科目群	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス	2			2								必修科目8単位を修得すること。
		情報科学	情報科学	2			2								
			細胞生物学	2			2								
			生物有機化学	2			2								
	ユニバーサル科目群	英語	英語ⅠA	1			1								必修科目6単位を修得すること。
			英語ⅠB	1			1								
			英語ⅡA	1			1								
			英語ⅡB	1			1								
			看護英語Ⅰ	1				1							
			看護英語Ⅱ	1					1						
		初修外国語	ドイツ語Ⅰ		2		2								ドイツ語Ⅰ，フランス語Ⅰ，中国語Ⅰ，韓国・朝鮮語Ⅰは選択必修科目で，いずれか2単位を修得すること。 * ドイツ語Ⅱ，フランス語Ⅱ，中国語Ⅱ，韓国・朝鮮語Ⅱは選択科目で，前期で履修したⅠと同一科目を履修できる。2単位は最大認定単位数で，1単位のための履修も可。
			ドイツ語Ⅱ		2*		2*								
			フランス語Ⅰ		2		2								
			フランス語Ⅱ		2*		2*								
			中国語Ⅰ		2		2								
			中国語Ⅱ		2*		2*								
			韓国・朝鮮語Ⅰ		2		2								
			韓国・朝鮮語Ⅱ		2*		2*								
			人間心理Ⅰ	2			2								必修科目6単位を修得すること。
			生命科学の歴史と倫理	2			2								
			SDGs入門	2			2								
		地域創生科目群	地域医療学Ⅰ	2			2								必修科目4単位を修得すること。
			公衆衛生学	2			2								
		教養育成科目群	健康スポーツ	2			2								必修科目4単位を修得すること。 * 養護教諭希望者は「日本国憲法」は必修。
			健康・スポーツ科学概論Ⅰ	2			2								

* 各科目群の科目及び全学開放科目を選択科目として履修することができる。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	科目	授業科目名	必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		備 考		
						前	後	前	後	前	後	前	後			
専門教育科目	専 門 教 育 科 目	看護学原論	2			2								必修科目および必修選択科目の合計72単位以上を修得すること。 ただし、3年次前期末までに履修すべき専門科目に未履修科目がある場合は、3年次後期以降の専門科目を履修できない。		
		看護実践基盤技術演習	2				2									
		看護理論入門	1					1								
		看護実践論	2					2								
		療養生活援助技術演習	2					2								
		診療時援助技術演習	1							1						
		看護実践演習	2						2							
		成人看護学概論	2						2							
		成人看護学援助論Ⅰ	2							2						
		成人看護学援助論Ⅱ	2							2						
		老年看護学概論	2						2							
		老年看護学援助論	2							2						
		小児看護学概論	2						2							
		小児看護学援助論	2							2						
		母性看護学概論	2						2							
		母性看護学援助論	2							2						
		精神看護学概論	2						2							
		精神看護学援助論	2							2						
		在宅看護学援助論	2							2						
		地域看護学概論	2						2							
		地域看護学活動論	2						2							
		学校保健**				2			2						**を付した科目は保健師課程の学生は必修とする。 ただし、養護教諭一種の資格を得ようとする者は「学校保健」を必修とする。	
		地域健康相談論**				1				1						
		地域診断論**				2					2					
		地域看護活動演習**				1					1					
				公衆衛生看護学演習***				1						1		***を付した科目は保健師課程の学生は必修とする （保健師課程の学生以外は履修不可）
			公衆衛生看護管理論***				1							1		
			健康政策論***				1							1		
			看護情報学	2						2						
			看護研究方法論	2								2				
			卒業研究	2										2		
			看護管理論	2											2	
			家族看護論			1									1	家族看護論，緩和ケア論，クリティカルケア論，看護理論講読，看護教育論の選択必修科目の内、いずれか1単位以上を修得。 ただし、養護教諭一種の資格を得ようとする者は「家族看護論」を必修とする。
			緩和ケア論			1									1	
			クリティカルケア論			1									1	
			看護理論講読			1									1	
	看護教育論			1									1			
	基礎看護学実習	3						3								
	成人看護学実習Ⅰ	3								3						
	成人看護学実習Ⅱ	3								3						
	老年看護学実習Ⅰ	2								2						
	老年看護学実習Ⅱ	1										1				
	小児看護学実習	2								2						
	母性看護学実習	2								2						
	精神看護学実習	2								2						
	在宅看護学実習	2								2						
	公衆衛生看護学実習Ⅰ***				4							4		***を付した科目は保健師課程の学生は必修とする （保健師課程の学生以外は履修不可）		
	公衆衛生看護学実習Ⅱ***				1							1				
	早期地域看護学実習	1				1										
	看護学総合実習	1										1				
	看護管理実習	1											1			
合 計（卒業要件）														125単位以上を修得すること		
専門科目教育	科 養 護	養護概論				2				2				養護教諭一種の資格を得ようとする者は必修とする。		
		健康相談論				2					2					

別表第2（第19条関係）

教育職員免許状取得のための履修方法

1. 免許状の種類ごとの基礎資格

免許の種類	基礎資格
養護教諭一種免許状	学士の学位を有すること

2. 教育職員免許法第5条別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目
（教育職員免許法施行規則第66条の6）の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目		医学部における授業科目			
科 目	最低修得単位数	科目区分	授業科目の分類	授業科目	単位数
日本国憲法	2 単位	全学基礎教育	教養育成科目群	日本国憲法	2
体育	2 単位		教養育成科目群	健康・スポーツ科学概論Ⅰ	2
				健康スポーツ	2
外国語コミュニケーション	2 単位		ユニバーサル科目群	英語ⅠB	1
				英語ⅡA	1
情報機器の操作	2 単位		島大STEAM科目群	情報科学	2

3. 養護及び教職に関する科目の単位の修得方法

(1) 養護に関する科目の単位の修得方法

免許の種類	免許法施行規則に定める科目区分		医学部における授業科目	
	科 目	最低修得単位数	授業科目	単位数
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4 単位	○ 疫学・保健統計 ○ 公衆衛生学 △ 保健医療福祉行政論	2 2 2
	学校保健	2 単位	○ 学校保健 ○ 地域看護学概論	2 2
	養護概説	2 単位	○ 養護概論	2
	健康相談活動の理論及び 方法	2 単位	○ 健康相談論	2
	栄養学(食品学を含む。)	2 単位	○ 栄養と代謝	2
	解剖学及び生理学	2 単位	○ 形態と機能Ⅰ ○ 形態と機能Ⅱ	2 2
	「微生物学, 免疫学, 薬理 概論」	2 単位	△ 感染と免疫 △ 薬理と薬剤	2 2
	精神保健	2 単位	○ 精神看護学概論	2
	看護学(臨床実習及び救急 処置を含む。)	10 単位	○ 看護学原論 ○ 看護実践基盤技術演習 ○ 看護理論入門 △ 看護実践論 △ 療養生活援助技術演習 △ 成人看護学概論 ○ 小児看護学概論 △ 小児看護学援助論 ○ 母性看護学概論 △ 在宅看護学援助論 ○ 地域看護学活動論 ○ 家族看護論 ○ 基礎看護学実習 ○ 成人看護学実習Ⅰ ○ 成人看護学実習Ⅱ ○ 小児看護学実習 ○ 母性看護学実習 △ 精神看護学実習	2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 3 3 3 2 2 2
	合 計	28 単位		

備考 ○を付した授業科目は教員の免許状取得のための必修科目を、△を付した授業科目は同じく選択科目を表す。

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等		医学部における授業科目	
科目	最低修得単位数	授業科目	必修単位
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原論Ⅱ	2
		教職概論C	2
		教育社会学概説	2
		人格発達心理学概説	2
		特別支援教育	2
		教育課程論	2
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳及び特別活動論	2
		総合的な学習の時間	2
		教育の方法および技術（情報通信技術の活用を含む）	2
		生徒指導論	2
		教育相談の理論と方法	2
教育実践に関する科目	5	養護基礎実習事前・事後指導	1
		養護基礎実習	2
		養護展開実習事前・事後指導	1
		養護展開実習	2
	2	教職実践演習（養護教諭）	2
		合計単位数	30

(3) 大学が独自に設定する科目の単位の履修方法

免許状の種類	単位数	備考
養護教諭一種免許状	7	最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上修得